

スポーツ少年団活動の再開における条件及び遵守事項

条 件

- 団員の学校内で休業等（休校・学年閉鎖・学級閉鎖）の措置が取られていないこと。

遵守事項

- 団関係者に陽性者や濃厚接触者等が確認され、感染の拡大が危惧される場合は、直ちに活動を中止するとともに、再開については市町村教育委員会等に相談した上で慎重に判断すること。
- 当面の間は、単位団における活動のみとし、他団との練習試合や合同での練習は行わないこと。
- 休日に活動する場合は、午前、又は午後のみ活動とすること。
- 練習会場の広さに対する団員数から、密を回避できないと判断される場合は、学年ごとに分けるなど、活動形態・方法を工夫すること。  
特に、屋内で活動する場合は、各種目の特性に応じて、近距離で大声を出す活動などの感染リスクの高い活動は、可能な限り避けること。
- 練習前後の更衣や、やむを得ずミーティングを行う場合は、三密を避けること。
- 練習前に、検温及び聞き取り等による健康観察を徹底し、少しでも体調に異変がある場合は、練習に参加させないこと。
- 練習後は、集団で飲食等をしないよう、指導を徹底すること。